

農業経営基盤の強化の促進に関する  
基本的な構想

令和5年9月

熊本県上天草市

## 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」目次

|                |   |           |
|----------------|---|-----------|
| <b>第 1</b>     | <b>農業経営基盤の強化の促進に関する目標</b> . . . . .   | <b>3</b>  |
| 1              | 現状と課題 . . . . .   | 3         |
| 2              | 目標及び基本的な方向 . . . . .  | 3         |
| 3              | 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標 . . . . .   | 6         |
| <b>第 2</b>     | <b>農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標</b> . . . . .                | <b>7</b>  |
| 1              | 類型設定の基準 . . . . .   | 7         |
| 2              | モデル経営類型 . . . . .   | 8         |
| (1)            | 個別経営体 . . . . .   | 8         |
| (2)            | 協業経営体 . . . . .   | 12        |
| <b>第 2 の 2</b> | <b>農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標</b> . . . . . | <b>13</b> |
| <b>第 3</b>     | <b>第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項</b> . . . . .                              | <b>14</b> |
| 1              | 農業を担う者の確保及び育成の考え方 . . . . .   | 14        |
| 2              | 市が主体的に行う取組 . . . . .  | 14        |
| 3              | 関係機関との連携の考え方 . . . . .  | 14        |
| 4              | 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供 . . . . .   | 14        |
| <b>第 4</b>     | <b>効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項</b> . . . . .             | <b>15</b> |
| 1              | 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地利用集積に関する目標 . . . . .  | 15        |
| 2              | その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項 . . . . .  | 15        |
| (1)            | 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状 . . . . .   | 15        |
| (2)            | 今後の農用地利用等の見通し及び地域計画 . . . . .   | 15        |
| (3)            | 地域計画策定に向けた取組方針及び関係機関・団体等との連携等 . . . . .   | 15        |
| <b>第 5</b>     | <b>農業経営基盤強化促進事業に関する事項</b> . . . . .   | <b>17</b> |
| 1              | 第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項 . . . . .                   | 18        |
| 2              | 利用権設定等促進事業に関する事項 . . . . .  | 18        |
| (1)            | 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件 . . . . .  | 18        |
| (2)            | 利用権の設定等の内容 . . . . .  | 19        |
| (3)            | 開発を伴う場合の措置 . . . . .  | 20        |
| (4)            | 農用地利用集積計画の策定期間 . . . . .  | 20        |
| (5)            | 要請及び申出 . . . . .  | 20        |
| (6)            | 農用地利用集積計画の作成 . . . . .  | 20        |
| (7)            | 農用地利用集積計画の内容 . . . . .  | 21        |
| (8)            | 同意 . . . . .  | 21        |
| (9)            | 公告 . . . . .  | 21        |
| (10)           | 公告の効果 . . . . .   | 22        |

|  |    |
|--|----|
| (11) 利用権の設定等を受けた者の債務   | 22 |
| (12) 紛争の処理   | 22 |
| (13) 農用地利用集積計画の取消し等  | 22 |
| 3 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項   | 22 |
| 4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準<br>その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 | 23 |
| (1) 農用地利用改善事業の実施の促進  | 23 |
| (2) 区域の基準  | 23 |
| (3) 農用地利用改善事業の内容   | 23 |
| (4) 農用地利用規定の内容   | 23 |
| (5) 農用地利用規定の認定   | 23 |
| (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規定の認定                                 | 24 |
| (7) 農用地利用改善団体の勧奨等  | 24 |
| (8) 農用地利用改善事業の指導、援助  | 25 |
| 5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行<br>う農作業の実施の促進に関する事項         | 25 |
| (1) 農作業の受委託の促進   | 25 |
| (2) 農業協同組合による農作業の受委託あっせん等  | 25 |
| 6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関す<br>る事項                      | 25 |
| 7 施設型農業の育成に関する事項   | 26 |
| 8 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項                                  | 26 |
| (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組み                                  | 26 |
| (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組み                                  | 26 |
| (3) 関係機関等の役割分担   | 27 |
| 9 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項                                     | 27 |
| (1) 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項                                  | 27 |
| (2) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との<br>連携                         | 27 |
| (3) 推進体制等  | 28 |

**第6 その他** . . . . . **29**

|                 |    |
|-----------------|----|
| 別紙1(第5の2(1)⑥関係) | 30 |
|-----------------|----|

|                |    |
|----------------|----|
| 別紙2(第4の2(2)関係) | 31 |
|----------------|----|

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

### 1 現状と課題

本市は、熊本県南西部、天草諸島上島の東北部海岸に位置し、北は宇城市三角町、南は天草市倉岳・栖本町、西は天草市有明町に隣接している。気候は海に面しており温暖で、年間の平均気温は17℃強で海岸一帯は霜をみることもなく降雪もまれである。農用地は傾斜地等が多く、その立地条件の特性を生かして、稲作、花き、柑橘、野菜、たばこ及び酪農、畜産等との複合経営による生産が行われてきたが、高齢化、兼業化の進行、農産物輸入の拡大及び消費者ニーズの多様化など極めて厳しい状況下におかれている。

農業構造については、これまで経済構造の変化により兼業化が進み、市内をはじめ他市町への恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、近年、個人経営から法人化へ移行するなど、規模拡大を行う経営体も増えつつある。

施設型農業については、規模拡大が進み一定の所得を確保しているものの、機械化、省力化技術の導入により、少しずつ労働時間の短縮や労働環境が改善されつつある状況である。

更に、こうした中で農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、兼業農家の高齢化が進み機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

### 2 目標及び基本的方向

1) 本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、労働時間が従事者1人当たり年間2,000時間程度の水準を達成し、農業所得が主たる従事者1人当たり概ね350万円以上を確保できるような経営体を育成するとともに、これらの農業経営が、農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

また、SDGsに沿った取組みも通じて、持続可能な農業・農村の実現を図る。

2) 本市は、将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために取り組む自主的な努力を援助することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、あまくさ農業協同組合、農業委員会、熊本県天草広域本部との充分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、人・農地プランを作成し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して、くまもと農業経営相談所等を活用し、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、施設型農業については、低コスト・高品質生産と調和を図りながら、機械化・省力化技術の導入、作業環境の改善、ピーク時期の作業の外部化などにより、労働時間の短縮、労働強度の軽減など、就業条件の改善を進めるとともに、経営管理の合理化や雇用労働をめぐる問題などへの適切な対処を行う。

次に土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農地の利用集積による体質強化を図るとともに、現在実施している農業委員会を核とした農地の利用集積に係る情報の収集・分析活動を一層活発化し、農業委員会等による掘り起し活動を強化して、農地の出し手受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定や所有権移転を進める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営体の育成及びこれらの経営体への農地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合

いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規程による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。更に、このような農地の利用集積による経営規模拡大と併せて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、あまくさ農業協同組合農作業受託部会を充実し、農地の利用集積の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。特に中山間地直接支払対象地区においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。更に市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。加えて新たな地域農業の担い手の確保・育成の観点から、農業参入を希望する個人や法人については、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び上天草市担い手育成支援協議会、くまもと農業経営相談所、くまもと農業経営継承支援センター、熊本県新規就農支援センター等の関係機関、関係団体と連携協力して、情報提供・技術指導等を行うこととする。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、認定農業者への農地の利用集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

更に、地域の面的な広がりを対象とした県営事業及び団体営土地改良事業の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- 3) 本市は、上天草市担い手育成支援協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、くまもと農業経営相談所を活用して、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及びあまくさ農業協同組合支所単位の研修会の開催等を熊本県天草広域本部の協力を受けつつ行う。

なお、農業経営改善計画の期間の満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

4) 本市は、効率的かつ安定的な農業経営体の育成のため、関係機関と連携を図りながら、意欲ある農業者の認定農業者への誘導と期間満了の認定農業者の着実な再認定を進めるため、経営改善計画の樹立支援を積極的に行う。また、共同申請による女性認定農業者の拡大を図るとともに、家族経営協定の普及を進め、収益配分及び経営方針・計画の決定など内容の充実を図る。

認定農業者に対しては、経営改善計画の目標達成に向けて、専門家による助言・指導や農家経営支援システムによる経営状況に応じたきめ細かい生産技術や経営の指導を行う。また、経営規模の拡大や農業経営の高度化、多角化などを図るための情報提供と併せて、各種補助事業や制度資金などによる支援を行う。

農業経営の法人化に当たっては、くまもと農業経営相談所を活用し、法人化に向けた講習会などの啓発活動や個別指導を行うとともに、専門家派遣による課題や問題点解決などの指導・助言を行う。また、農業法人に対しては先進事例研修会や労務管理に向けた研修会、さらには6次産業化などの経営の多角化・複合化の取組みを支援する。

5) 本市は、地域営農組織等の育成のため、単なる機械の共同利用組織から地域営農組織へ展開するため関係機関と連携して組織化に向けて支援する。また、組織化が進んでいない地域については、あまくさ農業協同組合等と連携して座談会を開催するなど、地域の合意形成を基本に、農作業受委託組織なども包含して、地域営農組織の育成を推進する。更に農作業受委託による経営規模拡大や、露地野菜、農産加工などの新たな部門導入による経営の多角化を支援し、組織の経営力強化を図るとともに、熟度の高い組織を対象に、地域の実態に応じた法人化を推進する。

#### **以上を踏まえ、今後の主要作物の振興対策として、次のような事項を重点的に展開する。**

- ① 花きについては、高品質、周年出荷、低コスト生産を図るため、施設の高度化、省力化機械の導入を推進し、ほ場の排水対策等により生産基盤を改善し、ブランド化された品目の推進、規格の統一・流通体系・販売対策の充実強化を図る。
- ② 水田農業を確立していくためには、需要動向を把握し生産指導を推進する。次に生産性の向上を図るために、地域の農業生産の担い手として認定農業者や中心経営体への農地の利用集積を推進するとともに、生産基盤整備の遅れている地域については、かんがい施設、暗渠排水の整備等基盤整備を図り経営規模の拡大を図る。今後は、需要に見合った生産に努めるとともに生産コストの低減や、コシヒカリ・ヒノヒカリ・ミルキークイーン等の銘柄米の確立に努める。
- ③ 野菜（露地）については、温暖な気象条件を生かし、産地であるタマネギ、レタス、キュウリを基幹作物として、出荷の端境期に向けた生産体制を構築し、健康安心志向等消費者ニーズに応える高品質農産物を安定的に供給できるよう環境保全型農業を推進する。  
また、施設野菜については、キュウリ、トマト、インゲン、ナスを基幹作物として推進を図る。生産基盤の整備や新技術の導入を図り、労力の低減、高品質、低コスト生産に努める。
- ④ 果樹については、消費者ニーズに即した優良系統導入により不良系統の改植に取り組み併せて樹園地及び技術の向上等果樹生産体制の整備を図り、生産性の高い品目の施設化への誘導を推進する。
- ⑤ 畜産関係では、昭和54年以来の生産調整に鑑み、量より質への志向を強め、乳牛の能力向上、乳質の改善に努めると共に乳牛複合経営、特に黒毛和種の受精卵移植に積極的に取り組み経営体質強化を図る。  
一方、飼料畑の整備、耕作放棄地の活用により飼料作付面積を拡大し、作業及び機械の共同利用を推進して良質粗飼料を増産することにより、生産コストを低減させ酪農経営の安定向上を図る。

### 3 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

#### 1) 新規就農者の現状

本市の令和4年度の新規就農者は1人であるものの、過去3年間においては4人が新規就農者として就農しており、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

#### 2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

1) に掲げる状況を踏まえ、青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

##### ア 確保・育成すべき人数の目標

熊本県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に掲げられた雇用就農者を含む新規就農者の年間確保目標600人を踏まえ、本市においては、第2次総合計画（H26～R5）で年間2人を確保することを目標指標としていることから、この指標を本構想の目標とする。

##### イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する目標

本市及びその周辺市町その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得として主たる従事者1人あたり250万円程度を目標とする。

#### 3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については天草広域本部、あまくさ農業協同組合、熊本県新規就農支援センターが重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来は認定農業者へ誘導していく。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりとなる。

### 1 類型設定の基準

目標年次 令和11年

#### ① 家族経営

農業経営の現状と他産業の所得や労働時間を踏まえ、将来目標とすべきモデル的な家族経営の経営パターン。

ア 目標農業所得・・・概ね700万円以上  
・主たる従事者1人当たり概ね350万円

イ 労働時間・・・・・・従事者1人当たり年間2,000時間程度

ウ 自家労働・・・・・・1経営体当たり経営者を含めて従事者2～3人

エ 雇用労働力・・・・・・雇用労働力、農作業の外部委託を積極的に導入

#### ② 法人経営

家族経営の目標とすべき経営水準に達した経営体の次のステップとして規模拡大や経営の高度化による法人化のパターン。

ア 所得・・・・・・1法人当たり概ね1,500万円以上

イ 労働時間・・・・・・従事者1人当たり年間2,000時間程度

ウ 雇用労働力・・・・・・雇用労働力の導入

#### ③ 協業経営体

複数の世帯が共同で出資し、生産から生産物の販売、収支決算、収益の配分に至るまでの経営を協業で行うモデル的な経営パターン。

なお、組織運営体制が整った組織については、法人化や大規模法人化の経営を目指すこととします。

協業経営のうち土地利用型（米＋麦）経営

ア 所得・・・・・・概ね1,300万円程度

イ 雇用労働力・・・・・・5,000時間程度

## 2 モデル経営類型

### (1) 個別経営体

#### ア 家族経営

| 営農類型              | 経営規模 (a)                       | 生産方法   |  | 経営管理の方法  | 農業従事者の態様等  |
|-------------------|--------------------------------|--|--|--|--|
|                   |                                |  | 資本装備   |  |  |
| 宿根カスミソウ           | 宿根カスミソウ<br>150a                | <ul style="list-style-type: none"> <li>耐候性ハウス、自動開閉装置、無人防除施設の導入による省力化</li> <li>液肥混合装置による灌水省力化及び高品質生産</li> <li>育苗作業、出荷調整作業の外部委託</li> <li>優良品種の選定導入</li> <li>予冷库の導入</li> </ul>  | 連棟ハウス<br>自動開閉装置<br>灌水施設<br>動力噴霧機<br>管理機<br>冷蔵庫<br>暖房機<br>無人防除機   | <ul style="list-style-type: none"> <li>簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上</li> <li>青色申告の実施</li> <li>経営の体質強化のための自己資本の充実</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>家族経営協定の締結</li> <li>休日制の導入</li> <li>給料制の導入</li> <li>労災保険等への加入</li> <li>労働環境の快適化のための農作業環境の改善</li> <li>農繁期の臨時雇用確保</li> </ul> |
| 電照キク              | 電照キク<br>80a                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>耐候性ハウス、自動開閉装置、無人防除施設の導入による省力化</li> <li>液肥混合装置による灌水省力化及び高品質生産</li> <li>育苗作業、出荷調整作業の外部委託</li> <li>優良品種の選定導入</li> <li>予冷库の導入</li> </ul>  | 連棟ハウス<br>自動開閉装置<br>灌水施設<br>動力噴霧機<br>管理機<br>冷蔵庫<br>暖房機<br>無人防除機   |  |  |
| ユリ                | ユリ<br>45a                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>耐候性ハウス、自動開閉装置、無人防除施設の導入による省力化</li> <li>液肥混合装置による灌水省力化及び高品質生産</li> <li>育苗作業、出荷調整作業の外部委託</li> <li>優良品種の選定導入</li> <li>予冷库の導入</li> </ul>  | 連棟ハウス<br>自動開閉装置<br>灌水施設<br>動力噴霧機<br>管理機<br>冷蔵庫<br>暖房機<br>無人防除機   |  |  |
| 宿根カスミソウ<br>+スターチス | 宿根カスミソウ<br>スターチス<br>95a<br>45a | <ul style="list-style-type: none"> <li>耐候性ハウス、自動開閉装置、無人防除施設の導入による省力化</li> <li>液肥混合装置による灌水省力化及び高品質生産</li> <li>育苗作業、出荷調整作業の外部委託</li> <li>優良品種の選定導入</li> <li>予冷库の導入</li> </ul>  | 連棟ハウス<br>自動開閉装置<br>灌水施設<br>動力噴霧機<br>管理機<br>冷蔵庫<br>暖房機<br>無人防除機   |  |  |
| ユリ+宿根カ<br>スミソウ    | ユリ<br>宿根カスミソウ<br>35a<br>25a    | <ul style="list-style-type: none"> <li>耐候性ハウス、自動開閉装置、無人防除施設の導入による省力化</li> <li>液肥混合装置による灌水省力化及び高品質生産</li> <li>育苗作業、出荷調整作業の外部委託</li> <li>優良品種の選定導入</li> <li>予冷库の導入</li> </ul>  | 連棟ハウス<br>自動開閉装置<br>灌水施設<br>動力噴霧機<br>管理機<br>冷蔵庫<br>暖房機<br>無人防除機   |  |  |
| カーネーション<br>+水稲    | カーネーション<br>水稲<br>35a<br>50a    | <ul style="list-style-type: none"> <li>耐候性ハウス、自動開閉装置、無人防除施設の導入による省力化</li> <li>液肥混合装置による灌水省力化及び高品質生産</li> <li>育苗作業、出荷調整作業の外部委託</li> <li>優良品種の選定導入</li> <li>予冷库の導入</li> <li>圃場の集団化</li> <li>基盤整備（灌水施設、用排水分離等）</li> <li>土づくりの推進</li> <li>作業共同化の推進（育苗・乾燥等）による省力化</li> <li>機械の共同利用</li> </ul> | 連棟ハウス<br>自動開閉装置<br>灌水施設<br>動力噴霧機<br>管理機<br>冷蔵庫<br>暖房機<br>無人防除機<br>田植機<br>トラクター<br>コンバイン<br>乾燥機<br>もみすり機<br>動力噴霧器<br>共同育苗施設<br>共同乾燥施設<br>高性能収穫機 |  |  |

|                |                   |  |   |  |  |
|----------------|-------------------|--|---|--|--|
| トルコギキョウ<br>+水稲 | トルコギキョウ<br>水稲     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 55a 耐候性ハウス、自動開閉装置、無人防除施設の導入による省力化</li> <li>・ 90a 液肥混合装置による灌水省力化及び高品質生産</li> <li>・ 育苗作業、出荷調整作業の外部委託</li> <li>・ 優良品種の選定導入</li> <li>・ 予冷库の導入</li> <li>・ 圃場の集団化</li> <li>・ 基盤整備（灌水施設、用排水分離等）</li> <li>・ 土づくりの推進</li> <li>・ 作業共同化の推進（育苗・乾燥等）による省力化</li> <li>・ 機械の共同利用</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>連棟ハウス</li> <li>自動開閉装置</li> <li>灌水施設</li> <li>動力噴霧機</li> <li>管理機</li> <li>冷蔵庫</li> <li>暖房機</li> <li>無人防除機</li> <li>田植機</li> <li>トラクター</li> <li>コンバイン</li> <li>乾燥機</li> <li>もみすり機</li> <li>動力噴霧器</li> <li>共同育苗施設</li> <li>共同乾燥施設</li> <li>高性能収穫機</li> </ul>                    |  |  |
| タマネギ+キュウリ      | タマネギ<br>キュウリ      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 90a 耐候性ハウスの導入</li> <li>・ 液肥混合装置による灌水省力化及び高品質生産</li> <li>・ 50a 作業共同化の推進（育苗・梱包等）による省力化</li> <li>・ 定植機利用による省力化</li> <li>・ 育苗作業、出荷調整作業の外部委託</li> <li>・ 優良品種の選定導入</li> <li>・ 品種の適切な組み合わせによる労働分散及び危険分散</li> <li>・ 乳苗移植の推進</li> <li>・ 適期防除の推進</li> <li>・ 緩校性肥料による追肥の省力化（基肥一発処理）</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>連棟ハウス</li> <li>自動開閉装置</li> <li>灌水施設</li> <li>動力噴霧器</li> <li>管理機</li> <li>暖房機</li> <li>共同育苗施設</li> </ul>  |  |  |
| キュウリ+レタス+水稲    | キュウリ<br>レタス<br>水稲 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 50a 耐候性ハウスの導入</li> <li>・ 液肥混合装置による灌水省力化及び高品質生産</li> <li>・ 65a 作業共同化の推進（育苗・梱包等）による省力化</li> <li>・ 100a 定植機利用による省力化</li> <li>・ 育苗作業、出荷調整作業の外部委託</li> <li>・ 優良品種の選定導入</li> <li>・ 品種の適切な組み合わせによる労働分散及び危険分散</li> <li>・ 乳苗移植の推進</li> <li>・ 適期防除の推進</li> <li>・ 緩校性肥料による追肥の省力化（基肥一発処理）</li> <li>・ 圃場の集団化</li> <li>・ 基盤整備（灌水施設、用排水分離等）</li> <li>・ 土づくりの推進</li> <li>・ 作業共同化の推進（育苗・乾燥等）による省力化</li> <li>・ 機械の共同利用</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>連棟ハウス</li> <li>自動開閉装置</li> <li>灌水施設</li> <li>動力噴霧器</li> <li>管理機</li> <li>暖房機</li> <li>共同育苗施設</li> <li>レタス梱包機</li> <li>マルチャー</li> <li>田植機</li> <li>トラクター</li> <li>コンバイン</li> <li>乾燥機</li> <li>もみすり機</li> <li>動力噴霧器</li> <li>共同育苗施設</li> <li>共同乾燥施設</li> <li>高性能収穫機</li> </ul> |  |  |
| 水稲+レタス+タマネギ    | 水稲<br>レタス<br>タマネギ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100a 圃場の集団化</li> <li>・ 基盤整備（灌水施設、用排水分離等）</li> <li>・ 土づくりの推進</li> <li>・ 80a 作業共同化の推進（育苗・乾燥等）による省力化</li> <li>・ 70a 機械の共同利用・作業共同化の推進（育苗・梱包等）による省力化</li> <li>・ 定植機利用による省力化</li> <li>・ 育苗作業、出荷調整作業の外部委託</li> <li>・ 優良品種の選定導入</li> <li>・ 品種の適切な組み合わせによる労働分散及び危険分散</li> <li>・ 乳苗移植の推進</li> <li>・ 適期防除の推進</li> <li>・ 緩校性肥料による追肥の省力化（基肥一発処理）</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>田植機</li> <li>トラクター</li> <li>コンバイン</li> <li>乾燥機</li> <li>もみすり機</li> <li>動力噴霧器</li> <li>共同育苗施設</li> <li>共同乾燥施設</li> <li>高性能収穫機</li> <li>共同育苗施設</li> <li>レタス梱包機</li> </ul>  |  |  |

|                 |                     |                     |   |   |
|-----------------|---------------------|---------------------|---|---|
| 水稲+レタス<br>+インゲン | 水稲<br>レタス<br>インゲン   | 250a<br>250a<br>35a | <ul style="list-style-type: none"> <li>圃場の集団化</li> <li>基盤整備（灌水施設、用排水分離等）</li> <li>土づくりの推進</li> <li>作業共同化の推進（育苗・乾燥等）による省力化</li> <li>機械の共同利用</li> <li>作業共同化の推進（育苗・梱包等）による省力化</li> <li>定植機利用による省力化</li> <li>育苗作業、出荷調整作業の外部委託</li> <li>優良品種の選定導入</li> <li>品種の適切な組み合わせによる労働分散及び危険分散</li> <li>乳苗移植の推進</li> <li>適期防除の推進</li> <li>緩校性肥料による追肥の省力化（基肥一発処理）</li> </ul> | 田植機<br>トラクター<br>コンバイン<br>乾燥機<br>もみすり機<br>動力噴霧器<br>共同育苗施設<br>共同乾燥施設<br>高性能収穫機<br>共同育苗施設<br>レタス梱包機  |
| たばこ+水稲          | たばこ<br>水稲           | 255a<br>210a        | <ul style="list-style-type: none"> <li>圃場の集団化</li> <li>基盤整備（灌水施設、用排水分離等）</li> <li>土づくりの推進</li> <li>作業共同化の推進（育苗・乾燥等）による省力化</li> <li>機械の共同利用</li> <li>作業共同化の推進（育苗・梱包等）による省力化</li> </ul>   | 田植機<br>トラクター<br>コンバイン<br>乾燥機<br>もみすり機<br>動力噴霧器<br>共同育苗施設<br>共同乾燥施設<br>高性能収穫機                      |
| ナス+水稲           | ナス<br>水稲            | 40a<br>200a         | <ul style="list-style-type: none"> <li>耐候性ハウスの導入</li> <li>自動灌水装置、自動噴霧器による省力化</li> <li>噴霧器及び防除機による農薬等の効率化</li> <li>土壌病害虫対策</li> <li>減農薬栽培の推進</li> </ul>  | 連棟ハウス<br>自動開閉装置<br>灌水施設<br>動力噴霧器<br>暖房機<br>二重カーテン   |
| 中晩柑+温州みかん+もも    | 河内晩柑<br>温州みかん<br>もも | 90a<br>80a<br>55a   | <ul style="list-style-type: none"> <li>圃場の集団化</li> <li>基盤整備による省力化</li> <li>無人防除システム</li> <li>ネット・ハウス等施設栽培の導入</li> <li>長期出荷体制の確立</li> <li>計画販売体制を確立し、共同販売体制の充実を図る</li> <li>優良品種への改植</li> </ul>   | 連棟ハウス<br>灌水施設<br>動力噴霧器<br>ネット施設<br>暖房機<br>スピードスプレーヤー<br>トレンチャー<br>大型防除機<br>予措貯蔵庫<br>草刈機<br>雨よけハウス |
| 中晩柑+デコボン        | 河内晩柑<br>デコボン露地      | 140a<br>160a        | <ul style="list-style-type: none"> <li>圃場の集団化</li> <li>基盤整備による省力化</li> <li>無人防除システム</li> <li>ネット・ハウス等施設栽培の導入</li> <li>長期出荷体制の確立</li> <li>計画販売体制を確立し、共同販売体制の充実を図る</li> <li>優良品種への改植</li> </ul>   | 連棟ハウス<br>灌水施設<br>動力噴霧器<br>ネット施設<br>暖房機<br>スピードスプレーヤー<br>トレンチャー<br>大型防除機<br>予措貯蔵庫<br>草刈機<br>雨よけハウス |

|                    |                                     |   |  |  |  |
|--------------------|-------------------------------------|---|--|--|--|
| デコボン（ハウス）＋デコボン（露地） | デコボン（ハウス）<br>50a<br>デコボン（露地）<br>70a | <ul style="list-style-type: none"> <li>・圃場の集団化</li> <li>・基盤整備による省力化</li> <li>・無人防除システム</li> <li>・ネット・ハウス等施設栽培の導入</li> <li>・長期出荷体制の確立</li> <li>・計画販売体制を確立し、共同販売体制の充実を図る</li> <li>・優良品種への改植</li> </ul>              | 連棟ハウス<br>灌水施設<br>動力噴霧器<br>ネット施設<br>暖房機<br>スピードスプレヤー<br>トレンチャー<br>大型防除機 |  |  |
| 肉用牛肥育              | 肥育<br>60頭                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・暑熱対策等地域環境になじむ施設の改善と整備</li> <li>・ロールベールサイレージ体系導入による通年サイレージ給与体系の確立</li> <li>・堆肥舎の整備による糞尿処理及び土壌還元への促進</li> <li>・経営内一貫生産の確立</li> <li>・受精卵移植技術の導入</li> <li>・飼料畑の集団化</li> </ul> | サイロ<br>ロールベラー<br>飼料生産機械一式<br>ダンプトラック<br>ショベルローダー<br>堆肥舎                |  |  |
| 肉用牛繁殖              | 繁殖<br>40頭                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・暑熱対策等地域環境になじむ施設の改善と整備</li> <li>・ロールベールサイレージ体系導入による通年サイレージ給与体系の確立</li> <li>・堆肥舎の整備による糞尿処理及び土壌還元への促進</li> <li>・経営内一貫生産の確立</li> <li>・受精卵移植技術の導入</li> <li>・飼料畑の集団化</li> </ul> | サイロ<br>ロールベラー<br>飼料生産機械一式<br>ダンプトラック<br>ショベルローダー<br>堆肥舎                |  |  |
| 肉用牛一貫              | 繁殖<br>15頭<br>肥育<br>35頭              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・暑熱対策等地域環境になじむ施設の改善と整備</li> <li>・ロールベールサイレージ体系導入による通年サイレージ給与体系の確立</li> <li>・堆肥舎の整備による糞尿処理及び土壌還元への促進</li> <li>・経営内一貫生産の確立</li> <li>・受精卵移植技術の導入</li> <li>・飼料畑の集団化</li> </ul> | サイロ<br>ロールベラー<br>飼料生産機械一式<br>ダンプトラック<br>ショベルローダー<br>堆肥舎                |  |  |
| 酪農                 | 酪農<br>30頭                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・暑熱対策等地域環境になじむ施設の改善と整備</li> <li>・ロールベールサイレージ体系導入による通年サイレージ給与体系の確立</li> <li>・堆肥舎の整備による糞尿処理及び土壌還元への促進</li> <li>・経営内一貫生産の確立</li> <li>・受精卵移植技術の導入</li> <li>・飼料畑の集団化</li> </ul> | サイロ<br>ロールベラー<br>飼料生産機械一式<br>ダンプトラック<br>ショベルローダー<br>堆肥舎<br>パイプラインミルカー  |  |  |

イ 法人経営

| 営農類型    | 経営規模 (a)        | 生産方法  |  | 経営管理の方法   | 農業従事者の態様等  |
|---------|-----------------|---|--|---|--|
|         |                 |   | 資本装備   |   |  |
| 宿根カスミノウ | 宿根カスミノウ<br>320a | <ul style="list-style-type: none"> <li>・育苗作業の外部化</li> <li>・養液土耕栽培による施肥、灌水作業の省力化及び品質の向上、均一化</li> <li>・省力防除技術の導入（防虫ネット、循環扇ほか）</li> <li>・バケット流通等、鮮度保持輸送技術の導入</li> <li>・2度切り栽培</li> </ul> | 連棟及び単棟ハウス<br>管理機1台<br>トラック2t<br>温風暖房機2台<br>動力噴霧器1台<br>一部隔離ベッド<br>電照施設<br>冷蔵庫2坪<br>防虫ネット<br>循環扇 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・経営の体質強化のための自己資本の充実</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制の導入</li> <li>・労災保険等への加入</li> <li>・社会保険への加入</li> <li>・労働環境の快適化の農業環境の改善</li> <li>・雇用労働力の導入</li> </ul> |
| 酪農      | 酪農<br>60頭       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・フリーストール、ミルクパーラー導入による省力化</li> <li>・コンストラクター利用による自給飼料生産</li> <li>・ヘルパー利用による定休日確保</li> </ul>   | フリーストールミルクパーラー<br>自給飼料生産機械一式<br>堆肥舎600㎡  |   |  |
| 養豚      | 養豚<br>90頭       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・系統豚利用</li> <li>・常時雇用による定休日確保</li> </ul>   | 豚舎<br>堆肥舎250㎡  |   |  |

(2) 協業経営体

| 営農類型 | 経営規模 (a)                    | 生産方法  |   | 経営管理の方法   | 農業従事者の態様等   |
|------|-----------------------------|---|---|---|---|
|      |                             |   | 資本装備  |   |   |
| 水稻+麦 | 水稻<br>2,000a<br>麦<br>2,500a | <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械化一貫体系による効率的営農</li> <li>・集落ぐるみの土地利用の構築</li> <li>・低コスト・省力機械化体系</li> <li>・多品種、多様な栽培法による作期調整</li> <li>・低コスト技術の導入</li> <li>・専任オペレーター制</li> <li>・法人化を目指す</li> </ul> | 田植機(5条)2台<br>自脱型コンバイン(4条)2台<br>麦播種機2台<br>乗用管理ビートル2台<br>ブームスプレーヤー2台<br>トラクター2台<br>マニュアルブレッダー2台<br>機械倉庫、農舎、育苗ハウス1500㎡ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・経営の体質強化のための自己資本の充実</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制の導入</li> <li>・労災保険等への加入</li> <li>・社会保険への加入</li> <li>・労働環境の快適化のための農業環境の改善</li> <li>・雇用労働力の導入</li> </ul> |

## 第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

### 農業経営の指標

| 営農類型              | 経営規模  | 生産方法   |   | 経営管理の方法  | 農業従事の態様等  |
|-------------------|---|--|---|--|---|
|                   |   |  | 資本装備等   |  |   |
| 宿根カスミソウ           | 畑<br>二度切り<br>30a<br>延 55a                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>育苗作業の外部化（購入苗利用）</li> <li>高温伸長性品種の導入による作型拡大</li> <li>電照と蒸し込み技術による開花調整技術の導入</li> <li>出荷調整作業等の外部化</li> <li>鮮度保持輸送技術の導入</li> <li>雇用労力の活用（臨時雇用）</li> </ul> | 連棟ハウス・暖房機(30a)<br>管理機1台<br>動力噴霧器1台<br>冷蔵庫2坪<br>液肥混入機1台<br>防虫ネット・循環扇 | <ul style="list-style-type: none"> <li>簿記帳等<br/>の活用による<br/>経営の自己分<br/>析能力の向上</li> <li>青色申告の<br/>実施</li> <li>経営の体質<br/>強化のための<br/>自己資本の充<br/>実</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>労災保険等<br/>のへの加入</li> <li>労働環境の<br/>快適化のため<br/>の農作業<br/>環境の改善</li> <li>農繁期の臨<br/>時雇用の確<br/>保</li> </ul> |
| トルコギキョウ           | 畑<br>二度切り<br>15a<br>延 20a                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>育苗作業の外部化（購入苗利用）</li> <li>初期蒸し込み栽培による燃油コスト削減</li> <li>防湿対策技術の導入</li> <li>適正な植栽密度による品質確保</li> <li>鮮度保持輸送技術の導入</li> <li>雇用労力の活用（臨時雇用）</li> </ul>         | 連棟ハウス・暖房機(15a)<br>管理機1台<br>動力噴霧器1台<br>液肥混入機1台<br>防虫ネット・循環扇          |  |   |
| スターチス             | 畑<br>加温促進<br>45a                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>育苗作業の外部化（購入苗利用）</li> <li>適正な植栽密度による品質確保</li> <li>出荷調整作業等の外部化</li> <li>鮮度保持輸送技術の導入</li> <li>雇用労力の活用（臨時雇用）</li> </ul>                                   | 連棟ハウス・暖房機(30a)管理機1台<br>動力噴霧器1台<br>冷蔵庫2坪<br>液肥混入機1台<br>防虫ネット・循環扇     |  |   |
| レタス+夏秋<br>キュウリ    | 畑<br>レタス<br>キュウリ<br>90a<br>80a<br>10a             | <ul style="list-style-type: none"> <li>セル苗の機械移植</li> <li>黄色防蛾灯利用による減農薬栽培</li> <li>一部契約による販売（ノーラップ）</li> </ul>  | 管理機1台<br>マルチャー1台<br>黄色防蛾灯100a<br>単棟ハウス                              |  |   |
| 冬春キュウリ<br>+オクラ    | 畑<br>キュウリ<br>オクラ<br>30a<br>15a<br>15a             | <ul style="list-style-type: none"> <li>購入苗の利用</li> <li>黄化葉巻病対策の徹底</li> <li>雇用労力の活用（臨時雇用）</li> </ul>  | 連棟ハウス・暖房機(20a)<br>管理機1台<br>動力噴霧器1台                                  |  |   |
| 肉用牛繁殖             | 繁殖牛<br>15頭  | <ul style="list-style-type: none"> <li>牛房群飼</li> <li>分娩間隔13.7ヶ月</li> <li>供用産次7産</li> <li>ヘルパー利用による休日確保</li> </ul>  | 群飼連動スタンション<br>畜舎330㎡<br>堆肥舎130㎡                                     |  |   |
| 温州みかん             | 畑<br>極早生<br>早生<br>普通<br>135a<br>45a<br>45a<br>45a | <ul style="list-style-type: none"> <li>極早生、早生、普通温州の組合せ</li> <li>マルチによる園地水分の調整</li> <li>スプリンクラー、動噴防除の組合せ</li> <li>雇用労力の活用（臨時雇用）</li> </ul>  | 防風ネット<br>動力噴霧器<br>スプリンクラー<br>予措・貯蔵庫<br>園内作業道                        |  |   |
| 不知火               | 畑<br>加温<br>無加温<br>露地<br>50a<br>10a<br>20a<br>20a  | <ul style="list-style-type: none"> <li>加温、無加温、露地栽培の組合せ</li> <li>路地はスプリンクラー防除体系による省力化</li> <li>施設は動力噴霧器による防除体系</li> <li>苗木は大苗育成（自家育成）</li> </ul>  | 多目的スプリンクラー<br>動力噴霧器<br>単棟・連棟ハウス20a<br>暖房機10a<br>予措・貯蔵庫<br>園内作業道     |  |   |
| ぶどう（トンネル）+不知火（露地） | 畑<br>ぶどう<br>不知火<br>75a<br>55a<br>20a              | <ul style="list-style-type: none"> <li>動力噴霧器による防除体系</li> <li>雇用労力の活用（臨時雇用）</li> </ul>  | 動力噴霧器<br>雨よけトンネル<br>予措・貯蔵庫  |  |   |

### 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

#### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市農業が持続的に発展していくためには、特色ある優れた品質の農畜産物を安定的に生産し、魅力ある農村及び地域社会を維持していくことが重要である。このため、生産性と収益性が高く、持続的で発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、新規就農者などの次世代の農業を担う人材や家族経営などの多様な経営体を幅広く確保し育成していく必要がある。

そこで、認定農業者や認定新規就農者、地域営農組織等の担い手について、経営規模や家族・法人など経営形態の別に関わらず育成し、主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう重点的に支援する。

また、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農をしようとする青年等について、安心して就農し定着することが出来るよう、相談対応・情報提供、農業技術や経営方法等に関する研修の実施、受入から定着までのサポートなど、関係機関と連携して一貫した支援を実施する。

さらに、中小・家族経営、兼業農家などの多様な経営体について、地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、円滑な経営継承に向けた支援や地域資源の適切な維持管理を図るための支援を実施する。また、定年後に就農しようとする者やマルチワークの一つとして農業を選択する者など多様な形で農業に関わる者についても、地域農業の活性化や地域社会の維持の面で重要な役割を果たすことが期待されることから、相談対応や情報提供、研修の実施等のサポートを行う。

このほか、本市における生産現場の人手不足や生産性向上等の課題に対応し、担い手や多様な経営体による農業生産を下支えする等の観点から、外国人材や障がい者等のあらゆる人材を、地域の農業を支える宝と捉え、多様な「人材」の総結集による総合的な人材確保に取り組む。

#### 2 市が主体的に行う取組

農業を担う者を幅広く確保するため、市が主体的に行う取組及び支援は次のとおりとする。

- ① 担い手育成支援協議会を中心とした関係機関と連携して、広報誌及びホームページ等を活用して情報発信を積極的に行う。
- ② 関係機関と連携して、新たに就農しようとする青年等に対する研修を積極的に実施し、新たに農業経営を営もうとする青年等が円滑に経営を開始し、将来的に効率的かつ安定的な農業経営へ発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及及び国等の支援の活用を働きかける。
- ③ 認定農業者が経営改善計画を達成できるよう、また認定新規就農者が円滑に認定農業者に移行できるよう、巡回指導等を行う。

#### 3 関係機関との連携の考え方

市は、関係機関との緊密な連携をとった支援体制を構築し、就農相談や経営の移譲を希望する農業者の情報収集及び情報提供、青年農業者確保育成活動等を推進する。

#### 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

市は、区域内の就農受入組織（あまくさ農業協同組合等）及び新規就農者サポート会議と連携し、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供を行う。

市及びあまくさ農業協同組合は、経営の移譲を希望する農業者の情報について、積極的に把握するよう努める。

## 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

- 効率的かつ安定的な農業経営体が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

|  |    |
|--|----|
| 効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標  | 備考 |
| 面積のシェア50%<br>なお、面的集積の目標については、農業経営基盤強化促進事業を活用して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるように努める。 |    |

### 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

#### (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市の平野部及び傾斜が緩やかな丘陵地では、温暖な気候を利用して花卉や野菜、果樹、水稲の栽培が盛んに行われており、施設型農業については、規模拡大が進み一定の所得を確保しており、機械化、省力化技術も少しずつ導入され、労働環境も改善しつつある。また、中山間地域では、温暖な気候を生かした柑橘類を中心とした単一経営と、果樹と水稲による複合経営が混在しているが、認定農業者や中心経営体等の担い手が減少し、近年の燃料高騰や農業従事者の高齢化及び人口減少が進行する中で、後継者や担い手に利用集積されない農用地で遊休化が目立ち始めており、農用地及び農業用施設の効率的な利用を図る必要がある。

加えて、小規模な稲作を主とする兼業農家が多く、一部の農作業については受委託が行われているものの、農用地の資産的保有傾向が強いため利用集積が進んでいないことに加え、近年の農産物価格低迷による意欲減退や農業経営の継承が円滑に行われなかったこと等により、耕作放棄地が増加し問題となっている。

#### (2) 今後の農用地利用等の見通し及び地域計画

本市では、今後10年で更に農業従事者の高齢化等が進み、このような農用地所有者からの農用地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる認定農業者や中心経営体への農用地の利用集積を円滑に進めるためには、貸し手、借り手が必要とする情報収集を綿密に行うことによって農用地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

また、小規模兼業農家が多い地区や山間部では、将来の農用地の引き受け手となる担い手がないため、このまま推移すれば農地の荒廃化が進み、地域の環境悪化を招くことから、集落営農組織等の設立についても提案し、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を令和7年3月までに策定する。

#### (3) 地域計画策定に向けた取組方針及び関係機関・団体との連携等

地域計画策定に向けて、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地中間管理機構を活用した農地の集約化を推進するため、人・農地プランの実質化において設定した「地域の話し合いの場」を各地域で協議の場として設置し、地域農業の将来の在り方を検討する。

また、市関係各課、農業委員会、あまくさ農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良

区、上天草市担い手育成支援協議会等が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集約化を進める。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、熊本県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地中間管理事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ 施設型農業の育成に関する事項
- ⑦ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
- ⑧ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事項

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

- 1) 大矢野町地区では、現在、県営京の島地区中山間地域総合整備事業（農業競争力強化）による農地の基盤整備を実施しており、区画整備並びに道路、用排水路及び暗渠排水の総合的な整備により、高生産性農業が営める生産基盤の形成を図っていく。  
また、人・農地プランに位置付けられた中心経営体への農用地の利用集積を行い、高収益作物の作付けによる安定的な経営体を確立し、担い手の育成を推進する。  
中山間地域の下山地区においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。
- 2) 松島町地区は北部の比較的平坦な干拓地を有する、旧阿村、今津地区と中山間地域と盆地に拓けた農地からなる旧教良木河内地区に大別される。  
旧阿村、今津地区の農地（水田）は冠水の常襲地帯が多かったが、県営事業により排水機場の整備がなされ、団体営事業により、ほ場整備を実施済である。  
今後、生産基盤の整備と併行して、水田汎用化に伴い花き等の施設園芸を積極的に推進する。  
旧教良木河内地区は、農業の中核をなす純農山村であるが、近年の農業情勢の激変により衰退の傾向にある。更に松島町は農用地利用改善団体に対して、特定農業法人制度についての啓発に努め必要に応じ農用地利用改善団体が特定農業法人制度に取り組めるよう指導、助言を行う。
- 3) 姫戸町二間戸地区においては、平坦部の大部分が災害復旧により、ほ場整備が実施されており、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため利用権設定等促進事業を重点的に実施する。  
又、水田の汎用化に伴い、施設園芸を積極的に推進するとともに、既存施設についても、各種補助事業や制度資金を活用し、施設の団地化や施設の高度化を図るよう努める。  
中山間地域の姫浦地区において、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。
- 4) 龍ヶ岳町高戸、下桶川、赤崎地区においては、気候は温暖であるが傾斜地が多いので、普通畑、樹園地の基盤整備を実施し、利用権設定等促進事業及び農地中間管理事業、農用地利用改善事業を重点的に推進する。

中山間地域の大作山地区においては、耕作に不便な農地が多く、日照や気温等、気象条件が厳しく農業後継者も減少している。そこで、水田普通畑の基盤整備を実施し、農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の発足促進と活動の活発化を推進する。

更に本市は農地の有効利用と認定農業者をはじめとする担い手への利用集積を推進し、耕作放棄地の解消に努めるとともに、農用地利用改善団体に対して、特定農業法人制度についての啓発に努め、必要に応じ農用地利用改善団体が特定農業法人制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

## 1 第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事業

協議の場の設置時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該地域における基幹作物である水稻、野菜、花き、果樹の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、認定農業者等への通知に加え、市広報誌、ホームページにて周知を図る。参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、あまくさ農業協同組合、農地中間管理機構農地相談員、土地改良区、天草広域本部農業普及・振興課、その他関係者とし、協議の場において、中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整を行い、協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農林課に設置する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで、人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を策定し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

市は地域計画策定に当たって、県、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から公表に至るまで、適切な進捗管理を行い、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

## 2 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人（農業経営基盤強化促進事業等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の第1条に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（以下「農地所有適格法人以外の法人等」という。を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる担い手の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者

が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合法第7条に規定する特例事業及び農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構、又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2項に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、若しくは農地中間管理機構、又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 農地所有適格法人以外の法人等が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イからチに掲げる者に限る。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

## （2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

### (3) 開発を伴う場合の措置

- ① 本市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地中間管理機構を除く。）から旧法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営局564号農林水産省経営局長通知）（改正 令和4年4月1日付け3経営第3217号。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
  - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
  - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
  - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

### (4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 本市は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。
- ② 本市は、（5）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

### (5) 要請及び申出

- ① 本市農業委員会は、認定農業者や中心経営体等で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者や中心経営体等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、（4）の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより設定等された利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

### (6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本市は、（5）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、（5）の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地

改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

#### （７）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が農地所有適格法人以外の法人等である場合には、次に掲げる事項
  - ア 貸し付けられた農用地が適正に利用されていないと認められる場合には貸借を解除する旨の条件
  - イ その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について、毎年、農業委員会に報告しなければならない旨
  - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
    - （ア） 農用地を明け渡す際の現状回復の義務を負う者
    - （イ） 原状回復の費用の負担者
    - （ウ） 原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置
    - （エ） 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑥ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

#### （８）同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（７）の②に規定する土地ごとに（７）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が２０年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について２分の１を越える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

#### （９）公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

#### (10) 公告の効果

本市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

#### (11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

#### (12) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

#### (13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 本市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 上天草市は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を上天草市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 上天草市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

### 3 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

(1) 本市は、農地中間管理事業の展開を推進し、規模拡大や農用地の集団化など意欲の高い認定農業者や中心経営体等の担い手に対して農用地の利用集積及び面積集積を促進するとともに、新たに農業経営を営もうとする者に対して、農業の技術又は経営方法の習得を目的とした研修などを行う事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。

(2) 本市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び上天草市担い手育成支援協議会

等は、農地中間管理事業を促進するため、情報の提供及び事業の協力を行うものとする。

#### 4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

##### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

##### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落を基本としつつ、土地利用の調整が大宇や校区、共同乾燥調整施設、旧市町村単位で行われている場合は、当該単位）とするものとする。

なお、水田地域において施設園芸や果樹など利用形態が異なる農地がある場合など、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもやむを得ないものとする。

##### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

##### (4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者や中心経営体とその他構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者や中心経営体に対する農用地の利用集積の目標農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

##### (5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）別記様式第6号の認定申請書を上天草市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者や中心経営体の農業経営の改善に資するものであること。
- エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営体を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
  - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
  - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
  - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定及び農作業の委託に関する事項
- ③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
  - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用集積をするものであること。
  - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規定（以下「特定農用地利用規定」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者や中心経営体と、特定農用地利用規定は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規定で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特

定農用地利用規定で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規定に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規定で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規定で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### (8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、熊本県天草地域振興局農業普及振興課、農業委員会、あまくさ農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、上天草市担い手育成支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

### 5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

#### (1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

#### (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

また、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

### 6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営体を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複

雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

なお、研修等を通じて得られた人材については、法第12条の農業経営改善計画の認定制度を積極的に活用することとし、その際、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者はもちろん、新たに農業経営を開始する場合で、その意欲・能力から将来経営発展が見込まれる者に対しても、制度の周知を図り、農業経営改善計画の作成に関する適切な助言・支援を行うこととする。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

## 7 施設型農業の育成に関する事項

施設園芸については、基盤整備（灌水施設、用排水分離等）を実施しながらほ場の集団化を行い、作業の共同化・生産の組織化を図る。また、ハウスのリース事業の実施や上天草市単独の補助金交付による、施設化の初期投資の負担軽減を図る。そしてゆとりのある経営の確立に向けて、省力機械・技術の導入などの技術の高度化や経営管理の合理化の指導、及び農繁期の雇用の確保等、就業条件の改善に努める。

畜産については、生産組織の強化を図り、優良種の導入及び生産、適当な飼養管理技術の改善、販売等の組織的な活動の推進を図る。また、畜産環境保全のため畜舎の清掃及び消毒の励行、糞尿の処理については堆肥製造事業による農用地への還元を図る。

## 8 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の3に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組みを重点的に推進する。

### (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組み

#### ア 受入環境の整備

熊本県新規就農支援センターや天草広域本部農業普及・振興課、あまくさ農業協同組合等と連携しながら、就農相談会を定期的で開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

#### イ 中長期的な取組み

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組みを実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組み

#### ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本市が主体となって熊本県立農業大学校や天草広域本部農業普及・振興課、地域連携員、農業委員、指導農業士、あまくさ農業協同組合、くまもと農業経営継承支援センター等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

#### イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないように人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために上天草市認定農業者会との交流の機会を設ける。また、上天草物産館出荷協議会とも連

携して、上天草物産館さんばーへの出荷のアドバイスをを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、天草広域本部農業普及・振興課による天草地域直売ネットワークへの加入の仲介及び当該ネットワークの交流の促進、あまくさ農業協同組合が運営する天草とれたて市場への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へ導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へ誘導する。

### (3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については熊本県新規就農支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については熊本県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては天草広域本部農業普及・振興課、農業協同組合組織、上天草市認定農業者会や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構等の各組織が役割を分担しながら各種取組みを進める。

## 9 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

- ① 本市は、県下一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって農地中間管理機構が行う事業の実施の促進を図る。
- ② 本市は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

(2) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から7に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 農業生産条件の整備

本市は、農業生産基盤整備を促進し、水田の大区画化を進めるとともに、カントリーエレベーター、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 農山漁村の活性化

本市は、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 米の需給調整等への積極的な取り組み

本市は、水田農業構造改革対策への積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとし、転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 定住条件の整備

本市は、宅地開発、道路整備・集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

オ その他の施策の推進

本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

### (3) 推進体制等

#### ① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、熊本県天草広域本部農業普及・振興課、あまくさ農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1，第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営体の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営体の育成及びこれらへの農用地の利用集積を強力に推進する。

#### ② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、上天草市担い手育成支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

## 第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附則

- 1 この基本構想は、平成18年 8月29日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成21年 3月31日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成22年 6月11日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成23年 9月20日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成26年 9月30日から施行する。
- 6 この基本構想は、令和4年 4月 1日から施行する。
- 7 この基本構想は、令和5年 9月27日から施行する。

## 別紙1（第5の2（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
  - ・・・旧法第18条第3項第2号イに掲げる事項
- 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
  - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合をのぞく。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
  - ・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
  - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
  - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第4の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

| ① 存続期間（又は残存期間）  | ② 借賃の算定基準   | ③ 借賃の支払方法  | ④ 有益費の償還  |
|---|---|--|---|
| <p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、10年と異なる存続期間とすることができ</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p> | <p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの</p> | <p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p> | <p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき本市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p> |

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

| ①存続期間(又は残存期間) | ② 借賃の算定基準   | ③ 借賃の支払方法 | ④ 有益費の償還 |
|---------------|---|-----------|----------|
| Iの①に同じ        | <p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ</p> | Iの③に同じ。   | Iの④に同じ。  |

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

| ①存続期間(又は残存期間) | ② 借賃の算定基準  | ③ 借賃の支払方法   | ④ 有益費の償還 |
|---------------|--|---|----------|
| Iの①に同じ        | <p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p> | Iの③に同じ。<br>この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「貸貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。 | Iの④に同じ。  |

#### IV 所有権の移転を受ける場合

| ①対価の算定基準   | ② 対価の支払方法   | ③ 所有権の移転の時期  |
|--|---|--|
| <p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p> | <p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p> | <p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> |